

現地視察における主な指摘事項

【関西：平成 28 年 5 月 18 日（水）】

大阪工業大学 知的財産研究科 知的財産専攻

【出席委員】川嶋委員、上西委員、杉本委員、添田委員

- ステークホルダーの意見を聞くことは必要であり、アドバイザリーボードの設置は歓迎。
- コアカリキュラムについては、知財分野は扱う対象が広く、性格の異なる領域が入ってきている。このため、各専門職大学院が独自性を出しているの、策定は容易ではないことだろう。
- 教員組織について、学部とのダブルカウントを認めてもらえないか。同大学は、知的財産学部を有しており、専門職大学院では同じ分野をレベル差をつけて教育しているが、この分野を教えられる人は少ない。教員の有効活用の点でも、学部と大学院が連携した教育をするためにも学部との兼務を可能にしていきたい。また、教員確保のためにコストがかかり、他学部の学生の授業料で負担しているのが実態であり、専門職大学院の学生の授業料についても値下げできない。
- 学部でも実務家教員を確保したいという要望があるので、実務家教員だけでも学部とのダブルカウントを認めることはできないか。
- 弁理士試験は難関。学生も将来合格できればいいと思っている人は多いが、企業の中には資格の保有を求めているところも多いため就職状況自体は良好である。
- この分野は、法律改正などの変化が激しいので、研究者教員も実務家教員も研究しないとついていけなくなる。

関西学院大学 経営戦略研究科 経営戦略専攻・会計専門職専攻

【出席委員】川嶋委員、上西委員、杉本委員、添田委員

- アドバイザリーボードは、卒業生に来てもらいやっているが、有益なコメントをもらえる。
- みなし専任教員は、6 単位から 4 単位に緩和してもらえるのであれば、柔軟な任用ができるだろう。
- 専任教員について、学部とのダブルカウントの特例措置がなくなった後、教員の交流がなくなり、壁ができています。教員には負荷がかかるが、学部とのダブルカウントを認め、学部との連携を促すことが望ましいのではないかと。
- 修了生の活躍状況については、昇進したとしても専門職大学院を修了したからなのかはわからないので、フォローアップは難しい面がある。
- 国際認証は費用がかかるため、受審は難しい。
- 台湾、中国、韓国からの学生確保が重要であり、国際化につながっていくと考える。
- 公認会計士試験に受からなくても、就職状況は良好である。

【関東：平成28年5月20日（金）】

東京大学 医学系研究科 公共健康医学専攻

【出席委員】有信委員、大竹委員

- 当該分野は認証評価基準において、グローバルスタンダードを踏まえたコア5科目を配置していることを評価項目とされている。
- 保健所や病院などの現場感覚のある実務家・専門家については、専任教員化は非現実的であり、非常勤などのよりフレキシブルな立場で参画していただくのが、幅広い公衆衛生系の取組みについて専門的知識・技能を習得する機会を形成するうえで望ましい。実務家専任教員の配置割合などを義務付けするのは実態にそぐわないと思われる。
- 海外ではハーフタイムで2年間かけて修了する制度がある。我が国でも長期履修制度はあるものの、学生の派遣側が長期履修への理解が乏しく運用が難しい。また、大学関係者でも長期履修制度への理解が乏しいので、わかりやすく示す必要がある。
- 専門職大学院は多様な分野で設置されており、同一の設置基準とはせず分野毎に定めるべきではないか。
- 当該分野の後継者養成のためには独立研究科にして専門職学位課程の上に博士後期課程を設置することが必要。

東京大学 公共政策大学院 公共政策学専攻

【出席委員】青井委員、大竹委員

- アドバイザリーボードについては、既に「運営諮問会議」や「国際アドバイザリーボード」を設置して取り組んでいる。
- 本専攻には6コースあるが、各コースに共通する領域を整理してコア・カリキュラムの策定は可能かもしれないが、各大学ではベースとなる学問領域に差異があり、当該分野全体として策定が可能かどうかは慎重な検討が必要である。
- 研究ユニットや寄附講座において、多様なプロジェクトを通じて研究活動にも取り組んでいる。
- 通常の専門職学位課程のカリキュラムでは博士課程の専門性への対応が難しいので、博士課程への進学希望者は、修士課程の学生と同レベルに達する専門的教育も受けられるよう配慮している。
- 実務家教員の研究活動については、論文だけでなく政策課題に対し実務家的視点により政策提言することなどが含まれる。実務家教員からのインプットは重要であり、実務に則した研究として社会的インパクトのある研究もある。実務家教員にもアウトプットを出していくことが求められる。

文化ファッション大学院大学 ファッションビジネス研究科
ファッションクリエイション専攻・ファッションマネジメント専攻

【出席委員】青井委員、大竹委員

- 設立当初から、機関別と分野別評価の一本化は要望しており効率化が必要である。
- 学生の半数は社会人経験者であるが、夜間開講していないこともあり、現状では仕事を続けながらの通学が難しい。
- この業界では、専門職大学院を修了して就職しても学部卒と給与面で優遇されない企業も多く、海外では優遇されており見直されることが必要である。
- みなし専任教員の必要単位数が軽減されれば運用しやすくなる。
- 1 研究科 2 専攻の大学院大学であり、教員組織を専攻毎に整備しており、専任教員数も多く負担が大きく軽減が必要である。軽減した人的リソースは、他の分野教育を取り込むことも可能となる。ただし、大学院大学のため、ダブルカウントによる軽減措置は対象外となる。

東京理科大学 イノベーション研究科 技術経営専攻

【出席委員】青井委員、大竹委員、片山委員

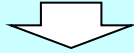
- ステークホルダーからの意見聴取としては、これまでは自己点検評価を行う際に対応してきた。外部からの意見聴取によって、課題を指摘されることは必要である。
- MOT協議会において過去にコア・カリキュラムを作成したが導入しているのは少数である。さらに内容を精査することは必要である。
- 国際認証はコスト負担が膨大であり受審は簡単には判断できない。
- 一流の実務家を招聘し専門職大学院に参画してもらう場合、大学側が研究力を求めているわけではない。
- 実務家は現場を長く離れると知識が古くなり、ローテーションによる教員確保は重要である。
- 通常の大学院と異なり、専門職大学院はダブルカウントがなくコストが掛かりすぎると学内で指摘を受ける。学部とダブルカウントできれば、コスト面だけでなく学内の交流が進み、新しい領域を取り込むことも可能となる。フレキシブルな制度であるべき。
- みなし専任教員の必要単位数が緩和されれば、その時々々の社会ニーズの高い実務家に大学院教育に参画してもらい易くなる。
- 修了後の活躍状況の把握として、日本の年功序列制度の中では処遇アップとカリキュラムの相関性を測ることは非常に難しい。同窓会の中で最近の活躍状況を確認してみたい。

ダブルカウント制度について

○専門職大学院の必置教員

専門職大学院の専任教員は、

- ① 修士課程を担当する教員の1.5倍の数の専任教員を置く
- ② 必置教員数分の教員に、学部や修士課程及び博士課程の必要専任教員数に算入される教員をもって充てること（以下「ダブルカウント」という）を認めないことを原則



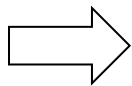
○ダブルカウントの特例措置(平成25年度までの特例)

- ① 学部、修士課程との特例措置
専任教員数の1/3を超えない範囲で算入可能
- ② 博士課程(後期)との特例措置
専任教員数のすべてを算入可能

※特例を設けた理由

専門職大学院制度の発足時は、一定数の教員確保に困難が伴うことが予想されることなどから、当面は、ダブルカウントを認め、10年後に改めて制度の定着状況も見つつ見直すこととしていた。

特に、博士課程(後期)については、進学希望者への対応のため、専任教員数のすべての算入を認めた。



中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」(平成23年1月)の提言等を踏まえ、将来の専門職大学院の教員養成などへの影響にかんがみ、特例措置が修了する平成26年度以降、**教育上支障を生じない場合には、1個の専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。)**の教員が**専門職学位課程の専任教員を兼ねることができるよう**の省令改正を行った。

◆専門職学位課程WG報告書(平成22年6月29日)(抜粋)

・ 大学における教育と研究は一体であり、教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の確保、あるいは進学を希望する学生への対応等や国際競争力への影響などを勘案すると、**専門職学位課程と博士課程(後期)との接続を図ることは重要。**

・ このため、平成26年度以降も引き続き、ダブルカウントの措置を継続することが必要。

◆グローバル化社会の大学院教育(平成23年1月31日)(抜粋)

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができるとされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後10年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが(専門職大学院設置基準附則第2項)、この特例は平成25年度で終了する。このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、**専門職学位課程と博士課程(後期)の接続を図ることは重要**である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

みなし専任教員について

1. みなし専任教員とは

実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
(告示第53号)第2条第2項

①必要な専任教員

- 1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員又は
- 2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数(小数点以下の端数は切り捨て)につき1人の専任教員を配置
(告示53号第1条第1項)
※1) 2) のいずれか多い方の数

②実務家教員

- 必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置
(告示第53号第2条第1項)
※法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置
(告示第53号第2条第3項,第5項)

研究者教員

実務家教員

③みなし専任教員

- 実務家教員のうち、3分の2(端数は四捨五入)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
(告示第53号)第2条第2項

2. 教員数(平成27年5月1日時点)

(人)

	全教員	研究者教員	実務家教員	みなし専任教員
ビジネス・MOT	593	249(42.0%)	344(58.0%)	60(10.1%)
会計	204	112(54.9%)	92(45.1%)	32(15.7%)
公共政策	118	75(63.6%)	43(36.4%)	8(6.8%)
公衆衛生等	78	50(64.1%)	28(35.9%)	1(1.3%)
知的財産	36	8(22.2%)	28(77.8%)	4(11.1%)
臨床心理	50	26(52.0%)	24(48.0%)	1(2.0%)
その他	240	126(52.5%)	114(47.5%)	3(1.3%)
法科大学院	1,401	941(67.2%)	460(32.8%)	168(12.0%)
教職大学院	457	247(54.0%)	210(46.0%)	59(12.9%)

※1 括弧内は全教員数に対する割合を指す。

※2 法科大学院のみ平成27年4月1日現在の教員数である。